Ｗ　：月間適用回数が５回から９回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は50。

ｔ　：消費税率

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添６のうちＦに掲げる高速道路においてのみ、上記式のＰ×（１－Ｗ÷100）＋Ｐ’を次式に読み替えるものとする。

Ｘ×Ｙ÷（Ｙ＋Ｚ）×（１－Ｗ÷100）＋Ｘ×Ｚ÷（Ｙ＋Ｚ）

㈱　上記式においてＸ、Ｙ、Ｚは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｘ：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Ｙ：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Ｚ：首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

ロ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、㈺に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、㈺の定めにより算出した額とする。

（ａ×((ＬＲ＋Ｌ’1Ｒ’1）×ｄ＋Ｌ’2Ｒ’2）＋150×ｄ）×ｔ＋Ｐ×ｄ＋Ｐ’

ただし、上記式において、（ａ×((ＬＲ＋Ｌ’1Ｒ’1）×ｄ＋Ｌ’2Ｒ’2）＋150×ｄ）×ｔ又はＰ×ｄの別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

㈱　上記式においてａ、ｄ、Ｌ、Ｌ’1、Ｌ’2、Ｐ、Ｐ’、Ｒ、Ｒ’1、Ｒ’2及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

ｄ　：㈺に定める計算式により算出した値を100で除した値。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）。

Ｌ’1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）。

Ｌ’2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）。

Ｐ　：別添６のうちＡ又はＦに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｐ’：別添６のうちＢ、Ｃ及びＥに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

Ｒ’1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

Ｒ’2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

ｔ　：消費税率

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添６のうちＦに掲げる高速道路においてのみ、上記式のＰ×ｄ＋Ｐ’を次式に読み替えるものとする。

Ｘ×Ｙ÷（Ｙ＋Ｚ）×ｄ＋Ｘ×Ｚ÷（Ｙ＋Ｚ）

㈱　上記式においてＸ、Ｙ、Ｚは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｘ：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Ｙ：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Ｚ：首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

⑤　平日朝夕割引（コーポレート契約）

イ　割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添６のうちＡ、Ｄ若しくはＦ（新湘南バイパスの各インターチェンジ相互間を通行する場合を除く。以下⑤において同じ。）に掲げる高速道路を通行（大都市近郊区間のみの通行又は東京外環自動車道の通行を除く。）し、かつ、平日の午前６時から午前９時までの間又は平日の午後５時から午後８時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（２会社及び宮城県道路公社が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に、再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、④イの表に掲げる場合（ただし「平日朝夕割引」を「平日朝夕割引（コーポレート契約）」と読み替えるものとする。）についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

ロ　割引率等

本割引適用後の料金の額は、カード毎の月間適用回数（２会社及び宮城県道路公社が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数（コーポレート契約）」という。）及び平日朝夕割引適用区間のキロ程等に応じて、次のとおり算出する。

㈠　平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間、名古屋環状２号線又は別添６のうちＡ、Ｄ若しくはＦに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、㈺又は㈩を適用する場合を除く。

100－Ｗ（単位：パーセント）

㈱　上記式においてＷは、次の数値を表すものとする。

Ｗ：月間適用回数（コーポレート契約）が１回から４回までの場合は０。月間適用回数（コーポレート契約）が５回から９回までの場合は30。月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添６のうちＦに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

Ｘ×Ｙ÷（Ｙ＋Ｚ）×（１－Ｗ÷100）＋Ｘ×Ｚ÷（Ｙ＋Ｚ）

㈱　上記式においてＸ、Ｙ、Ｚは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｘ：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Ｙ：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Ｚ：首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）